

一般社団法人日本神経内視鏡学会 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本神経内視鏡学会（以下「本会」という。）定款第45条の規定により、本会の運営のために必要な事項を定めるものとする。

第2章 会員

(会費)

第2条 本会の会費は、年額次のとおりとする。

- (1) 正会員 金5,000円
- (2) 準会員 金5,000円
- (3) 賛助会員 1口50,000円 1口以上

2 会員は、前項の会費を事業年度末日までに納入しなければならない。

(名誉会員及び特別会員の推薦基準)

第3条 名誉会員の推薦基準は、次のとおりとする。

- (1) 年齢が65歳以上であること
- (2) 会長経験があること

2 特別会員の推薦基準は、次のとおりとする。

- (1) 年齢が65歳以上であること
- (2) 役員経験があること

第3章 評議員の選出

(選任等)

第4条 社員総会は、この細則により選出された評議員候補者に対して承認を与えることにより評議員を選任する。

2 選任する評議員の定数は、60名程度とする。

3 評議員が満65歳となった場合は、定款の規定にかかわらず、その後最初に開催される社員総会の終結時に任期満了とする。

(評議員選出委員会)

第5条 本会に評議員候補者の選出を行うために、評議員選出委員会を置く。

2 評議員選出委員会は、次期会長、会長、前会長及び監事のうちの1名の4名で構成する。

3 委員長は、委員の互選とする。

(新任候補者の選出)

第6条 新たに評議員となることを希望する者は、理事会で予め定めた期間内に、所定の申請書に、推薦状と神経内視鏡に関する業績を本会事務局に提出するものとする。推薦状については現職の理事及び評議員2名以上から推薦を受けること。ただし、そのうち1名は理事であることとする。

2 評議員選出委員会は、希望者の業績及び評議員の定数等を勘案のうえ、評議員候補者を決定する。

(再任候補者の選出)

第7条 現職の評議員については、本人からの辞退の申し出があった場合又は第4条第3項の規定に該当し定年となる場合を除き、評議員選出委員会は当然に候補者として選出するものとする。

(選任手続き)

第8条 評議員選出委員会は評議員候補者の名簿を理事長宛てに提出し、理事長はこれを理事会の承認を得たうえ社員総会に議案として提出する。

第4章 役員の選出

(選任等)

第9条 社員総会は、この細則により選出された役員候補者に対して承認を与えることにより役員を選任する。

2 役員候補者は選任の行われる社員総会開催日において65歳未満の評議員から選出する。

(理事候補者の選出方法)

第10条 理事候補者は選出方法により次のとおり区分する。

- (1) 選挙理事候補者 評議員の選挙により選出された者
- (2) 推薦理事候補者 理事長就任予定者の推薦により選出された者
- (3) 職責指定理事候補者 学術集会の会長等の職にある者

2 選挙理事候補者の定数は5名、推薦理事候補者については2名以内とする。

3 選挙理事候補者は、評議員による理事候補者選出の選挙（以下「理事選挙」という。）により選出する。

4 推薦理事候補者は、選挙理事候補者の互選により定められた理事長就任予定者の推薦により選出する。

5 職責指定理事候補者は、選任の行われる社員総会時の学術集会終了後に、次期会長、会長又は前会長となる者を選出する。ただし、前二項の規定により選挙理事候補者又は推薦理事候補者として選出された者については、職責指定理事候補者とはしない。

(選挙事務)

第11条 理事選挙にかかる事務は、本会の事務局が行う。

2 開票は、理事長が指名した会員3名の立会いのもと行う。

(理事選挙)

第12条 理事選挙は郵送により投票を行う。

2 理事選挙の選挙人は評議員とし、被選挙人は理事会が別に定めるところにより立候補した評議員とする。

3 理事長は理事選挙の都度選挙の要項を本会ホームページに公示する。

4 投票は、理事会が定めた投票用紙に、無記名で、5名を記載する方法とする。

5 開票は、理事会が定めた期日に、立会人のもとで行う。

6 次の各号に該当する投票は無効とする。

(1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの

(2) 規定人数を超えて記載したもの

(3) 判読不能なもの

7 当選者は得票数の上位から5番目までの順位の者を理事候補者とし、得票数の同じ者が複数いる場合には次の優先順位に従って当選者を決定する。

(1) 生年月日の早い方

(2) 会員歴の長い方

(3) 生年月日、会員歴とも同じ場合は、くじ引きで決める。

8 理事長は、選挙の結果を理事会に報告のうえ、本会ホームページに公示する。

(職責指定理事の任期の特則)

第13条 職責指定理事候補者として理事に選任された者の任期は、定款の規定にかかわらず、社員総会の決議をもって、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(理事長就任予定者の選出方法)

第14条 理事長候補者は、選挙理事候補者の互選により選出する。

2 前項により選出された理事長候補者を、社員総会終了後に開催する理事会の決議により、理事長に選定する。

(監事候補者の選出)

第15条 監事候補者は、理事長就任予定者の推薦により選出する。

第5章 委員会

(委員会)

第16条 本会は、その業務を行うため必要とする委員会を、理事会の決議を経て、置くことができる

- 2 各委員会の委員及び委員長は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

第6章 事務局

(事務局)

第17条 本会の事務局は、山梨県中央市下河東1110 山梨大学医学部脳神経外科内に置く。

(庶務会計幹事)

第18条 理事の職務執行を補佐するため、本会の事務局に庶務会計幹事を置く。

- 2 庶務会計幹事の任免は、理事会の承認を得たうえ理事長がこれを行う。
- 3 庶務会計幹事の任期は、委嘱した理事長の任期と同一とする。
- 4 庶務会計幹事の補佐役として副幹事を若干名置くことができる。

第7章 雑 則

(委任)

第19条 理事選挙の実施に関し必要な事項は、理事会がこれを定める。

(細則の変更)

第20条 この細則は、理事会の決議により変更することができる。ただし、第2条に規定する会費の金額の変更については、社員総会の承認がなければその効力を有しない。

(2020年11月5日改訂)
(2021年11月18日改訂)